

●香川県告示第173号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成21年3月27日

香川県知事 真鍋武紀

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第1条 香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(前金払) 第35条 略 2～5 略 6 甲は、乙が第4項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年3.6パーセント</u> の割合で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した利息の金額が100円に満たないとき、又は100円以上であっても100円に満たない端数のあるときは、その全額又は端数金額を切り捨てるものとする。 7 略	(前金払) 第35条 略 2～5 略 6 甲は、乙が第4項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年3.7パーセント</u> の割合で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した利息の金額が100円に満たないとき、又は100円以上であっても100円に満たない端数のあるときは、その全額又は端数金額を切り捨てるものとする。 7 略
(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.6パーセント</u> の割合で計算して得た額とする。 3 甲の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.6パーセント</u> の割合で計算して得た額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。	(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.7パーセント</u> の割合で計算して得た額とする。 3 甲の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.7パーセント</u> の割合で計算して得た額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
第45条 略 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法	第45条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法

律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものといい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)・(5) 略

2 略

(解除に伴う措置)

第48条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日

律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)・(3) 略

2 略

(解除に伴う措置)

第48条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日

までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにはその余剰額を甲に返還しなければならない。

4～8 略

(賠償金の支払)

第49条 乙は、第45条第1項第1号から第4号までに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2～4 略

(賠償金等の徴収)

第51条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.6パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.6パーセントの割合で計算して得た額の延滞金を徴収する。

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第2条 香川県土木設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第258号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(前金払) 第33条 略 2～5 略 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年3.6パーセント</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	(前金払) 第33条 略 2～5 略 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年3.7パーセント</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
(履行遅滞の場合における損害金等)	(履行遅滞の場合における損害金等)

第40条 略

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第43条 略

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 紳付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

第40条 略

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第43条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(4)・(5) 略

2 略

(解除に伴う措置)

第47条 契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があつたときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があつたときは、甲は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあつた場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあつては当該余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該余剩額を甲に返還しなければならない。

3～7 略

(賠償金の支払)

第48条 乙は、第43条第1項第1号から第4号までに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第50条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足が

(2)・(3) 略

2 略

(解除に伴う措置)

第47条 契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があつたときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があつたときは、甲は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあつた場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあつては当該余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあつては当該余剩額を甲に返還しなければならない。

3～7 略

(賠償金の支払)

第48条 乙は、第43条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第50条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足が

あるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

あるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第3条 香川県建築設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(前金払) 第32条 略 2～5 略 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年3.6</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	(前金払) 第32条 略 2～5 略 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年3.7</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
(履行遅滞の場合における損害金等) 第39条 略 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第35条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.6</u> パーセントの割合で計算した額とする。 3 甲の責めに帰すべき事由により、第30条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.6</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。	(履行遅滞の場合における損害金等) 第39条 略 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第35条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.7</u> パーセントの割合で計算した額とする。 3 甲の責めに帰すべき事由により、第30条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.7</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
第42条 略 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）	第42条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が

の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)・(5) 略

2 略

（解除に伴う措置）

第46条 契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除

確定したとき。

(2)・(3) 略
2 略

（解除に伴う措置）

第46条 契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除

した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

(賠償金の支払)

第47条 乙は、第42条第1項第1号から第4号までに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第49条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

(賠償金の支払)

第47条 乙は、第42条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第49条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

(施行期日)

- この約款は、平成21年4月1日から施行する。
(香川県工事請負契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の香川県工事請負契約約款第35条第6項、第43条第2項、第45条第1項、第48条第3項、第49条第1項及び第51条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の香川県土木設計業務等委託契約約款第33条第6項、第40条第2項、第43条第1項、第47条第1項及び第2項、第48条第1項並びに第50条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 第3条の規定による改正後の香川県建築設計業務等委託契約約款第32条第6項、第39条第2項、第42条第1項、第46条第1項及び第2項、第47条第1項

並びに第49条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。